

下級裁判所裁判官指名諮問委員会(第5回)議事要旨

(下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務)

1 日時

平成15年10月6日(月)10:00～12:50

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

(委員)

大川真郎,奥田昌道(委員長),神垣清水,相良朋紀,田尾健二郎,田中成明,戸松秀典,新村保子,堀野紀,米本昌平(敬称略)

(庶務)

中山総務局長,金井参事官(審議官室),中村総務局第一課長

(説明者)

山崎人事局長,堀田人事局任用課長

4 議題

(1)協議

- 平成15年新任判事補候補者について
- その他

(2)次回の予定等について

5 議事

(1)協議

・ 平成15年新任判事補候補者について

庶務から、審議対象者が多数におよび、資料も膨大になったことから、委員長、作業部会長、作業部会長代理に諮った上で、10月3日午後5時30分から作業部会を開催したことが説明された。

作業部会長である戸松委員から、作業部会の検討結果について報告された。作業部会の検討結果を踏まえて、判事補に任命されるべき者として指名することの適否について審議された結果、指名候補者109人のうち、100人については指名することが適当と、8人については指名することは適当でない旨と答申することとされた。また、1人が指名することの適否の判断を留保された。

・ その他

ア 地域委員会で問題となった事項についての審議

庶務から、各地域委員会において問題が提起された事項について報告がされた。そのうち、札幌地域委員会の地域委員から、札幌弁護士会所属の弁護士数が圧倒的に多いので、函館、旭川、釧路の再任候補者については、各地の弁護士会から札幌弁護士会に情報の受付の周知を依頼することにはどうかという意見が出されたことを受け、協議がされた。これについては、例えば、当該裁判所における代理人としての活動の相当部分を担っている弁護士会が他にあるような場合など、地域の実情によっては、地域委員会の判断でその弁護士会にも指名候補者名簿を提供することが考えられなくはないが、その場合であっても、弁護士会から弁護士会に依頼するのは適当でなく、あくまでも地域委員会から弁護士会に周知を依頼すべきものである旨、札幌地域委員会に伝えることとされた。

また、東京地域委員会の地域委員から、異動後間もないという理由で前任庁へ情報収集を行う範囲はどこまでか、本年4月以降の異動者をすべてその対象者とした方がよいのではないかという意見が出されたことを受け、協議がされた。これについては、直前に異動してきた者については、当委員会で重点審議者を振り分ける際に特に注意深く検討するという取りまとめられていることから、異動後の期間を設定

して一律に前任 庁への情報収集を行うということではなく、当委員会で個別の事例について検討し、必要があれば地域委員会に対し情報収集を依頼するという事になる旨、東京地域委員会に伝えることとされた。

さらに、名古屋地域委員会から、他の地域委員会所管の裁判官で情報収集が求められる者について、略歴カードを送付してほしい旨の要望が出されていることを受け、情報収集の便宜のため、重点審議者の情報収集を依頼する地域委員会に対して、その者の略歴カードを送付することとされた。

以上の他にも各地域委員会から細かな問題がいくつか提起されているが、これらについては、庶務から委員長に相談の上、処理することとされた。

イ 裁判官の人事評価制度の整備に関する説明及び審議

最後に庶務から、一般規則制定諮問委員会に対し、「裁判官の人事評価に関する規則」の制定について諮問されたこと及び10月3日に同委員会の第1回目の審議が行われたことが説明された。人事評価の制度的な枠組みについては一般規則制定諮問委員会で審議されるが、裁判官の人事評価は、当委員会で行われている裁判官の指名の適否に関する事項の審議において、その判断のための重要な資料となるものであることから、人事評価制度の運用面の事項については、人事評価の結果のいわばユーザーとしての立場にある当委員会において、裁判官の指名の適否に関する審議の積み重ねの過程で得られた経験等に基づいて今後適宜協議することとされた。

(2) 次回の予定等について

次回の委員会は、12月2日(火)午後1時30分から開催されることとなった。

以上